

議案第 32 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 5 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 29 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

機構改革及び岩松保育園の民営化に伴い、小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表保育幼稚園課の項を次のように改める。

保育幼稚園課	保育幼稚園係 指導管理係 小城保育園 三里保育園 砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園
--------	--

第 3 条の表保育幼稚園課の項を次のように改める。

保育幼稚園課	(1) 幼児教育及び保育の実施に関すること。 (2) 子ども・子育て支援給付に関すること。 (3) 市立保育園・幼稚園の管理及び運営に関すること。 (4) 幼稚園教諭の免許の手續きに関すること。 (5) 幼児教育・保育ネットワークに関すること。 (6) 特別支援教育に関すること。 (7) 地域子ども・子育て支援に関すること。 (8) その他就学前児童に関すること。 (9) 幼児教育及び保育施設の設置、管理及び廃止に関すること。 (10) 所管する社会福祉法人の認可及び指導監査に関すること。
--------	--

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第32号 小城市教育委員会事務局組織規則（平成17年小城市教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）								
<p>(課及び係)</p> <p>第2条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="237 512 1102 657"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育幼稚園課</td> <td>保育幼稚園係 小城保育園 岩松保育園 三里保育園 砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園</td> </tr> </tbody> </table>	課名	係名	保育幼稚園課	保育幼稚園係 小城保育園 岩松保育園 三里保育園 砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園	<p>(課及び係)</p> <p>第2条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1137 512 1998 657"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育幼稚園課</td> <td><u>保育幼稚園係 指導管理係 小城保育園 三里保育園</u> <u>砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名	係名	保育幼稚園課	<u>保育幼稚園係 指導管理係 小城保育園 三里保育園</u> <u>砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園</u>
課名	係名								
保育幼稚園課	保育幼稚園係 小城保育園 岩松保育園 三里保育園 砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園								
課名	係名								
保育幼稚園課	<u>保育幼稚園係 指導管理係 小城保育園 三里保育園</u> <u>砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園</u>								
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 767 1102 1098"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育幼稚園課</td> <td>(1) 保育の実施に関する事。 (2) 保育所に関する事。 (3) 幼稚園に関する事。 (4) 認定こども園に関する事。 (5) 所管する社会福祉法人の認可等及び指導監査に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	課名	分掌事務	保育幼稚園課	(1) 保育の実施に関する事。 (2) 保育所に関する事。 (3) 幼稚園に関する事。 (4) 認定こども園に関する事。 (5) 所管する社会福祉法人の認可等及び指導監査に関する事。	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 767 1998 1331"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育幼稚園課</td> <td><u>(1) 幼児教育及び保育の実施に関する事。</u> <u>(2) 子ども・子育て支援給付に関する事。</u> <u>(3) 市立保育園・幼稚園の管理及び運営に関する事。</u> <u>(4) 幼稚園教諭の免許の手續きに関する事。</u> <u>(5) 幼児教育・保育ネットワークに関する事。</u> <u>(6) 特別支援教育に関する事。</u> <u>(7) 地域子ども・子育て支援に関する事。</u> <u>(8) その他就学前児童に関する事。</u> <u>(9) 幼児教育及び保育施設の設置、管理及び廃止に関する事。</u> <u>(10) 所管する社会福祉法人の認可及び指導監査に関する事。</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名	分掌事務	保育幼稚園課	<u>(1) 幼児教育及び保育の実施に関する事。</u> <u>(2) 子ども・子育て支援給付に関する事。</u> <u>(3) 市立保育園・幼稚園の管理及び運営に関する事。</u> <u>(4) 幼稚園教諭の免許の手續きに関する事。</u> <u>(5) 幼児教育・保育ネットワークに関する事。</u> <u>(6) 特別支援教育に関する事。</u> <u>(7) 地域子ども・子育て支援に関する事。</u> <u>(8) その他就学前児童に関する事。</u> <u>(9) 幼児教育及び保育施設の設置、管理及び廃止に関する事。</u> <u>(10) 所管する社会福祉法人の認可及び指導監査に関する事。</u>
課名	分掌事務								
保育幼稚園課	(1) 保育の実施に関する事。 (2) 保育所に関する事。 (3) 幼稚園に関する事。 (4) 認定こども園に関する事。 (5) 所管する社会福祉法人の認可等及び指導監査に関する事。								
課名	分掌事務								
保育幼稚園課	<u>(1) 幼児教育及び保育の実施に関する事。</u> <u>(2) 子ども・子育て支援給付に関する事。</u> <u>(3) 市立保育園・幼稚園の管理及び運営に関する事。</u> <u>(4) 幼稚園教諭の免許の手續きに関する事。</u> <u>(5) 幼児教育・保育ネットワークに関する事。</u> <u>(6) 特別支援教育に関する事。</u> <u>(7) 地域子ども・子育て支援に関する事。</u> <u>(8) その他就学前児童に関する事。</u> <u>(9) 幼児教育及び保育施設の設置、管理及び廃止に関する事。</u> <u>(10) 所管する社会福祉法人の認可及び指導監査に関する事。</u>								

ること。